

2021年6月

お客さま各位

株式会社富山第一銀行

外国送金をされるお客さまへのお願い

平素より富山第一銀行をご利用いただき誠にありがとうございます。

弊行では「外国為替及び外国貿易法」、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」、「米国 OFAC 規制」など、本邦および各国関連法令・規制に基づく「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止対策」への適切な対応をお願いしております。

お客さまにおかれましては、この点をご理解いただき、下記に記載した事項についてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○お取引時確認にご協力ください

弊行では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づいてお客さまのお取引時確認（ご本人の氏名やお取引目的、職業等）をさせていただいております。

○追加の確認にご協力ください

お客さまとのお取引の内容、状況等に応じ、お取引の目的の他、お取引に使われる資金の原資や使途、資産・収入の状況、相手方との関係等を詳しくお伺いし、場合により申告いただいた内容が分かる書類の提出をお願いすることがあり、お時間をいただく場合もあります。

○お取引の制限等について

上記の各種確認や書類等の提出のお願いについて、適切にご対応いただけない場合や、書類の提出等いただいた場合でも、弊行の判断にてやむを得ず海外への送金のお取引や海外からの送金のお受取りをお断りさせていただく場合があるほか、既にお取引いただいている商品、サービス等についても、預金規定等に基づき、お取引を制限させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

ご不明な点がございましたらお問い合わせください

事務統括システム部

平日/9：00～17：00

電話番号：076-461-3879

提示をお願いする書類の例

送金目的	ご提示をお願いする資料
貿易全般	請求書 (INVOICE) 船荷証券 (BILL OF LADING) 原産地証明書 (CERTIFICATE OF ORIGIN) 輸出許可通知書、輸入許可通知書 等 <u>※貿易取引の場合、商品の品目・原産地 (国名)、船積地域 (都市名)、仕向地 (国名) 等を資料にて確認させていただく場合がございます</u>
生活費	ご依頼人とお受取人との関係や資金の必要性を確認できる資料 等
学 費	授業料の請求書や入学・在学の状況を確認できる資料 等
医 療 費	医療費の請求書や入院・通院等の状況を確認できる資料 等
宿泊費・渡航費	ホテルの請求書や旅行等の行程を確認できる資料 等
投 資	投資を行うにあたっての契約書 等 <u>なお、仮想通貨や投機・ギャンブル関連の送金はお取り扱いできません。</u>
不動産購入	不動産売買に係る契約書・請求書等
ご自身の外国銀行 口座への振替	通帳や口座の内容を確認できる資料 等

※送金内容により、上記に加えて別資料のご提示をお願いする場合がございます。

お客さまからご提示いただいた資料は、弊行にて厳正に管理いたします。

※法令や公序良俗に反する行為、もしくはそのおそれがあると認められるお取引についてはお取り扱いできない場合がございます。

※お客さまに連絡がつかない場合お取り扱いできない場合がございます。

お届けの住所・電話番号等に変更があった場合は、速やかに取引店までお手続きをお願いいたします。